

(第1条関係)

仕 様 書

1 委託業務名

市民公開用デジタルマップ構築業務委託

2 履行期間

契約締結の日から2026年(令和8年)3月31日(火)まで

環境構築: 契約締結の日から2026年(令和8年)2月28日(土)まで

公開日: 2026年(令和8年)3月 2日(月) (予定)

3 履行場所

福山市及び福山市が指定する場所

4 基本要件

(1) サービス化範囲

発注者が保有する各種地図情報をセキュリティが担保されたクラウド環境を利用して公開する市民公開用デジタルマップ(以下、「本サービス」という。)を提供すること。

(2) 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。なお、仕様書に基づく構築の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

ア 本サービスの初期構築作業

(ア) サービスの初期セットアップ

(イ) 公開データの作成(3データ)

(ウ) 公開データのセットアップ(10データ)

(エ) テストの実施及び本市職員によるテスト実施への支援

イ 本サービスの提供

ウ プロジェクト管理

エ 会議体運営

オ 研修

5 委託する業務の内容

(1) 初期構築作業

ア サービスの初期セットアップ

イ 公開データの作成

本市が提供するデータからShapefileを作成すること。

	データ名	データの現状	施設数
1	保育所一覧	PDF (施設名、住所)	公立保育所: 45か所 市立保育所: 112か所
2	幼稚園一覧	PDF (施設名、住所)	市立保育所: 7か所
3	カップル・新婚 応援パスポート 協賛店	Excel (施設名、住所、特典)	婚礼: 29か所 買い物: 26か所 レストラン・飲食: 22か所 理美容・エステ: 2か所 旅館・ホテル: 1か所 不動産・住宅メーカー: 3か所 遊ぶ・デート: 7か所 その他: 30か所

ウ 公開データのセットアップ

本市から提供する Shapefile 又は座標付き CSV ファイルを本サービスにセットアップすること。セットアップする公開データは次のとおりとする。

	データ名	ベクターデータの形式
1	緊急避難場所・避難所一覧	ポイント
2	災害時協力井戸一覧	ポイント
3	市営自動車駐車場一覧	ポイント
4	市営自転車駐車場一覧	ポイント
5	通学区域（小学校）	ポリゴン
6	通学区域（中学校）	ポリゴン
7	学校一覧	ポイント
8	保育所一覧（再掲）	ポイント
9	幼稚園一覧（再掲）	ポイント
10	カップル・新婚応援パスポート協賛店（再掲）	ポイント

エ テストの実施及び本市職員によるテスト実施への支援

(ア) テスト計画書の作成

テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載したテスト計画書を作成すること。

(イ) テストの実施

各テスト終了後に、実施内容及び評価結果をテスト報告書として作成し、報告すること。

(ウ) テスト作業の管理

- ・ テスト作業の管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負うこと。
- ・ テストスケジュールは本市職員の作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- ・ 本市職員がテストを行う際は、具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、本市職員へ説明を行うこと。また、本市の求めに応じてサポートすること。
- ・ テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、本市に報告すること。
- ・ テストにおいて、全体スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに本市に報告すること。
- ・ テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。
- ・ テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し、本市の承認を得ること。

(2) 本サービスの提供

ア 受注者は、環境構築後、本市職員が操作できるよう ID 等の必要な情報を提示すること。

イ 本サービス内で保存するデータは暗号化等の措置を行いデータの保護対策を行うこと。

ウ 本市職員及び利用者の操作ログの取得を行い、本市が分析を行える環境を用意すること。

エ 本サービスの利用終了後には速やかにデータを削除すること。

オ その他、必要なセキュリティ対策を行うこと。

(3) プロジェクト管理

受注者は、本仕様書に基づき、サービス構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準は次のとおりとする。

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	プロジェクト計画書策定時に定義したサービス構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、本市に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、本市と協議のうえ、対応方針を確定すること。

(4) 会議体運営

受注者は、定期報告の会議体として、2週間に1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお、会議体の実施方法については、Web 会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は本市と協議の上、決定すること。

会議の開催に当たっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理表、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

(5) 研修

本市職員向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるサービス設定や講師の派遣、サポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は受注者の負担において準備すること。

詳細な研修要件については、次のとおりとする。

区分	研修内容
サービス管理者向け研修 (2時間程度/回、1回)	・サービスの概要説明 ・サービスの操作説明 操作説明の際は、本市の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用）を準備すること。 ・運用、保守の説明 サービスの運用、保守に関する必要事項を説明すること。必要に応じてマニュアルを準備すること。
データを公開する職員向け研修 (2時間程度/回、1回)	・サービスの概要説明 ・サービスの操作説明 操作説明の際は、本市の運用に合わせた操作マニュアル（利用者用）を準備すること。

6 成果物

(1) 基本的な要件

- ア 履行期間終了日までに本市に提出し、確認を受けること。
- イ 電子データ及び印刷物を納品すること。

ウ 電子データはPDF形式及びMicrosoft Office 2010（Word、Excel またはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。

（２）納品する資料

次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。

ア プロジェクト計画書及び作業計画書、作業工程表

本資料は、契約締結後、作業着手までに本市に提出し承認を受けること。

イ 設計書（サービスセットアップ内容を記載した資料）

ウ テスト報告書

エ 研修資料

オ 操作マニュアル

本市職員向けに詳細版及び簡易版を用意すること。

７ 本業務における留意事項

（１）著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、本市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（２）再委託

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

（３）機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。このほか、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（４）その他

- ・委託契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要な経費の一切を含み、それらの費用を別途請求することはできないものとする。
- ・業務は、原則として土、日、祝日（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分までの間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。
- ・受注者は、本業務の実施に当たって、執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。